三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字落合六四の四二・六四の四七・六四の五一・六四の五三・六四の五七・六四の五八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市油戸字油沢一の一〇四（次の図に示す部分に限る。）、一の一一一、一の一一五、六〇一の二から六〇一の八まで、六〇一の二二、六三九、六四六から六四九まで、六五四、六五五、六五六の二、六八一、六八三から六八五まで、六八七、六八九から六九一まで、六九三、六九六から六九八まで、由良字楮一の四から一の一〇まで、三の一、三の三、三の四、三の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、択伐による。
保安林の所在場所　山形県鶴岡市油戸字油沢一の一〇四（次の図に示す部分に限る。）、一の一一一、一の一一五、六〇一の二から六〇一の八まで、六〇一の二二、六三九、六四六から六四九まで、六五四、六五五、六五六の二、六八一、六八三から六八五まで、六八七、六八九から六九一まで、六九三、六九六から六九八まで、由良字楮一の四から一の一〇まで、三の一、三の三、三の四、三の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県一関市千厩町奥玉字飛ケ森一〇の三、一〇の七、一一の一〇二、一一の一〇八、一一の一〇九、一一の二〇四、一一の二一八、一一の二二六、一一の三六六、一一の三八六、一一の四九五、一一の六九二から一一の六九五まで、一一の六九七から一一の七〇二まで、字大森六六の七、六六の二〇、六六の二二、六六の二三、六八の三、六八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛ケ森一〇の七、一一の六九二から一一の六九五まで、一一の六九七から一一の七〇二まで、字大森六六の七（次の図に示す部分に限る。）、六六の二〇、六六の二二、六六の三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県一関市千厩町奥玉字飛ケ森一〇の三、一〇の七、一一の一〇二、一一の一〇八、一一の一〇九、一一の二〇四、一一の二一八、一一の二二六、一一の三六六、一一の三八六、一一の四九五、一一の六九二から一一の六九五まで、一一の六九七から一一の七〇二まで、字大森六六の七、六六の二〇、六六の二二、六六の二三、六八の三、六八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字飛ケ森一〇の七、一一の六九二から一一の六九五まで、一一の六九七から一一の七〇二まで、字大森六六の七（次の図に示す部分に限る。）、六六の二〇、六六の二二、六六の二三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十一号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第四条第三項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域整備計画を平成二十七年三月十一日付けで次のように決定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

九頭竜川水系部子川足羽川ダムに係る水源地域整備計画

(1)　整備計画作成の意義

足羽川ダムは、九頭竜川水系部子川の福井県今立郡池田町小畑に、洪水調節を目的として建設される治水ダムである。

この計画は、本ダムの建設により総面積約94ヘクタール（うち農地面積約7.2ヘクタール）、住宅36戸が水没することになるため、その周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域及び水源地域外の福井県今立郡池田町の一部の地域において、生活環境、産業基盤等を計画的に整備しようとするものである。

(2)　事業の概要

①　道路の整備に関する事業

事業の概要　国道476号約1.2キロメートル、町道網谷線ほか5路線合わせて約9.9キロメートルの整備を行う。

事業主体　福井県、池田町

施工区域　池田町

②　林道の整備に関する事業

事業の概要　林道桑の谷線ほか19路線合わせて約13.6キロメートルの整備を行う。

事業主体　池田町

施工区域　池田町

③　公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業

事業の概要　池田町松ケ谷において、集会施設の整備を行う。

事業主体　池田町

施工区域　池田町

④　スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業

事業の概要　池田町小畑（上小畑、下小畑）、千代谷、大本及び金見谷において、展望休憩施設の整備を行う。

事業主体　池田町

施工区域　池田町

(3)　予定工期

おおむね平成27年度から平成38年度までを目途とし、弾力的に執行するものとする。

(4)　経費の概算額

約27億円

○国土交通省告示第三百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　高知県宿毛市山奈町山田字陰平山、字楠城山、字目弘ケ山、字トイケ谷、字下モタシロ、字マイノ上、字落合ノ瀧、字宮ノカウラ、字上ミタシロ、字ソトウラロ、字外ウラ、字京テン、字峠ノ谷、字明見ノ下、字小畠、字小畑、字妙見ノ下、字久保田、字カゲヒラ、字トイケ谷口、字イデカ谷山及び字ナルサン田山地内

2　使用の部分　高知県宿毛市山奈町山田字陰平山、字楠城山、字目弘ケ山、字トイケ谷、字宮ノカウラ及び字イデカ谷山地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県宿毛市山奈町山田地内に施行する「一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川渡川水系横瀬川ダム建設工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。